

山梨県公報

第千三百六十一号

平成十五年

二月二十七日

木曜日

目次

告示

保安林の指定の予定(二件).....	九七
河川区域の指定の一部改正(二件).....	九八
廃川敷地等.....	九八
都市計画事業の事業計画の変更認可(二件).....	九八
建築基準法に基づく道路位置指定.....	九九
県営土地改良事業計画の変更.....	九九
土地改良事業施行の同意.....	九九
換地計画の決定.....	九九
公安委員会.....	九九
少年指導委員の委嘱.....	九九
遊技機の型式の検定.....	一〇〇

告示

山梨県告示第百一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡鵜沢町鳥屋猪子山一四九五から一四九九まで、一五〇一、一五〇二、一五〇三、一五〇四から一五〇九まで、十谷滝の上一八〇五から一八〇九まで、一八〇九の二、一八一〇から一八二二まで、一八二二の乙、一八二三から一八三三まで、一八三三の内一、一八四四、一八四四の二、一八四六から一八四八まで

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び鵜沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成十五年二月二十七日

山梨県知事 山本 栄彦

一 保安林の所在場所

南巨摩郡鵜沢町十谷大草り四四〇六、四四〇七、四四〇七内一、四四〇八、四四一〇から四四二五まで、四四二五内一、四四三〇、四四三一、四四三二の乙、四四三二から四四四七まで、字ナタクマ四七〇四、釜久保四七〇五から四七〇七まで、四七〇七内一、若数四三六九

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。
- 〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び鵜沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百三十三号

一級河川間門川に係る河川区域の指定（昭和五十一年山梨県告示第百五十五号）の一部を次のように改正する。
平成十五年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦
第一号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡東地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百四十四号

一級河川鎌田川に係る河川区域の指定（昭和四十九年山梨県告示第百十四号）の一部を次のように改正する。
平成十五年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦
第二十一号図から第二十二号図に係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第百五十五号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面は、山梨県土木部治水課及び峡中地域振興局に備え置いて縦覧に供する。
平成十五年二月二十七日

- | | | | | | |
|----------------|---|-------------|-----|-------|---------|
| 一 河川 | 名称 | 富士川水系 | 鎌田川 | 山梨県知事 | 山 本 栄 彦 |
| 二 廃川敷地等 | が生じた年月日 | 平成十五年二月二十七日 | | | |
| 三 廃川敷地等の位置 | 中巨摩郡昭和町押越字鎌田川端千五百十の五地先から千五百二十番の九地先及び中巨摩郡昭和町西条字長登路千五百十九番の三地先 | | | | |
| 四 廃川敷地等の種類及び数量 | 五百八十六・五九平方メートル | | | | |

山梨県告示第百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十五年二月二十七日

- | | | |
|-----------------|--------------------------|---------|
| 一 施行者の名称 | 山梨県知事 | 山 本 栄 彦 |
| 二 都市計画事業の種類及び名称 | 白根町 | |
| 三 事業施行期間 | 峡西都市計画下水道事業白根町公共下水道 | |
| 四 事業地 | 平成三年二月十八日から平成二十年三月三十一日まで | |

1 収用の部分

平成十二年山梨県告示第百四十四号の事業地に白根町大字上今諏訪字今岡の全部、大字有野字北新田、大字百々字荊原、大字上今諏訪字堰丘、字後畑、字西原、字堀上、字秋宮、字宮東、字御柱、大字下今諏訪字森北の各一部を加え、大字飯野字村東、字七社、字宮東、大字在家塚字細道、字仲畑、字神ノ木、字柳原、字横堀、大字下今諏訪字御畑、字金丸、字前畑、字欠落、及び字中河原の各一部を変更する。
2 使用の部分
なし

山梨県告示第百七十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。
平成十五年二月二十七日

- | | | |
|-----------------|----------------------------|---------|
| 一 施行者の名称 | 山梨県知事 | 山 本 栄 彦 |
| 二 都市計画事業の種類及び名称 | 甲西町 | |
| 三 事業施行期間 | 峡西都市計画下水道事業甲西町公共下水道 | |
| 四 事業地 | 昭和六十二年二月十六日から平成二十年三月三十一日まで | |

1 収用の部分

平成十年山梨県告示第百二十五号の事業地に甲西町大字江原字西山伏塚地内の全部、大字江原字山伏塚、字宮之前、字堀込、字中河原、大字鮎沢字水上、大字大師

字中大師、大字戸田字沖田、字上戸田、字蔵の前、大字和泉字滝西及び大字落合字芦原地内の各一部を加え、大字下宮地字御崎北、字御崎前、大字古市場字海道場、字宮東、大字清水字河原田及び字清水田地内の各一部を各全部に変更し、大字江原字久保沢、大字鮎沢字前田、字北桜井、字南桜井、大字山寺字下河原、大字古市場字東小沢、大字川上字神ノ木、字鼠田、字柳添、大字大師字東丹保及び大字荻沢字東荊沢地内の各一部を変更する。

2 使用の部分
なし

山梨県告示第百八号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定する。その関係図書は、山梨県土木部建築指導課に備え置いて縦覧に供する。

平成十五年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 道路の位置
中巨摩郡檜形町桃園字中井畑八八七番一
- 二 道路の幅員
最大六・六〇メートル 最小六・〇〇メートル
- 三 道路の延長
五十四・四二メートル

山梨県告示第百九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、県営土地改良事業（担い手育成畑地帯総合整備事業諏訪中部地区）計画を変更したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し立てることができる。

平成十五年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十五年二月二十八日から平成十五年三月二十八日まで

- 三 縦覧場所
牧丘町役場
- 四 異議申立期間
平成十五年三月二十九日から平成十五年四月十二日まで

山梨県告示第百十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、平成十五年二月十九日に土地改良事業（若神子新町地区水田活性化小土地改良事業）の施行について同意した。

平成十五年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県告示第百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、県営圃場整備事業（須玉地区第五 一工区）の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成十五年二月二十七日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 縦覧書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十五年二月二十八日から同年三月二十八日まで
- 三 縦覧場所
須玉町役場
- 四 異議申立期間
平成十五年三月二十九日から同年四月十二日まで

公安委員会

● 少年指導委員の委嘱
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百一十二号）第三十八条第一項の規定により、少年指導委員を次のとおり委嘱した。

平成十五年二月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

- 一 委嘱年月日
平成十五年二月十三日
- 二 少年指導委員の氏名、住所、活動区域等

少年指導委員 氏名	清水 明	住所	甲府市中央二丁目 一八番九号	活動区域	甲府市のうち 丸の内一丁目から三丁目 まで、中央一丁目から五 丁目まで、城東一丁目か ら五丁目まで、青沼二丁 目二番から六番まで、若 松町、相生一丁目及び二 丁目、相生三丁目一番か ら六番まで、宝一丁目及 び二丁目、寿町、上石田 一丁目から四丁目まで、 北口一丁目から三丁目ま で、朝日一丁目から五丁 目まで、武田一丁目から 四丁目まで、美咲一丁目 及び二丁目、塩部一丁目 から四丁目まで、飯田一 丁目から五丁目まで、富 士見一丁目及び二丁目、 高畑一丁目及び二丁目、 湯村一丁目から三丁目ま で並びに下石田二丁目	活動区域を管轄す る警察署	甲府警察署
梶原 健三	石井 千年	甲府市住吉五丁目 一九番一八号	甲府市のうち 太田町、相生三丁目（一 番から六番までを除く。 ）（青沼一丁目（二番か ら六番までを除く。） 青沼二丁目及び三丁目、 湯田一丁目及び二丁目、 幸町、南口町、住吉一丁 目から五丁目まで、伊勢	南甲府警察署			

伊藤 菊夫	中巨摩郡昭和町河 西一七八番地の一	一丁目から四丁目まで並 びに中小河原一丁目 昭和町のうち 清水新居及び西条 竜王町のうち 富竹新田、名取、竜王、 篠原及び万才	石和町全域	石和警察署
山寺 公夫	東八代郡石和町井 戸六番地の一			
神宮司 由則	東八代郡石和町下 平井二三五番地の 二			
中村 善守	東八代郡石和町広 瀬九三八番地			
小佐野 岩夫	富士吉田市上吉田 三丁目一二番一一 号	富士吉田市のうち 上吉田及び下吉田 河口湖町のうち 船津		富士吉田警察署
梶原 憲十郎	南都留郡河口湖町 大石三三一番地の 二			
深沢 照守	富士吉田市上吉田 八〇二番地の四			

● 遊技機の型式の検定

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）
第二十条第四項の規定に基づき申請のあった遊技機について検定を行った結果、次の遊
技機を遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第
四号）第六条に規定する技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の
規定により公示する。

なお、検定の有効期間は、平成十八年二月二十六日までとする。
平成十五年二月二十七日

山梨県公安委員会

委員長 吉 泉 信 一

申請者氏名又は名称及び住所	株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉政治 神奈川県厚木市中町二丁目七番一〇号	型式の概要	遊技機の種類及び区分	型式名	製造又は輸入業者名	検定番号
株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉政治 神奈川県厚木市中町二丁目七番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	型式名 リニアフ ラッシュ 30	株式会社 オーイズ ミ	二四〇九一七		
株式会社オーイズミ 代表取締役 大泉政治 神奈川県厚木市中町二丁目七番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	型式名 スペース A	株式会社 オーイズ ミ	二四〇九二四		
株式会社ニューギン 代表取締役 新井悠司 愛知県名古屋市中村区烏森町三丁目五六番地	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	型式名 CRクロ コダイル インディ LB2	株式会社 ニューギ ン	三〇〇〇二		
株式会社藤商事 代表取締役 松元邦夫 大阪府大阪市中央区内本町一丁目一番四号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	型式名 CRロボ ミツッ ル	株式会社 藤商事	二〇〇九八二		
株式会社メーシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	型式名 CRが んばれ桃 太郎M	株式会社 メーシー 販売	二〇〇九七八		

株式会社メーシー販売 代表取締役 別所直鋼 沖縄県宜野湾市真志喜二丁目一三番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	型式名 パイジマ	株式会社 メーシー 販売	二四〇九四九
株式会社エレコ 代表取締役 福田貞夫 東京都江東区有明三丁目一番地二五	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	型式名 ハナビ ピヒヤ ツケイ E	株式会社 エレコ	二四〇九六三
株式会社ダイドー 代表取締役 實田久治 東京都渋谷区渋谷三丁目二九番一〇号	回胴式遊技機 規則第六条第二号(別表第五)	型式名 ブラッ クフォ ース X	株式会 社ダイ ドー	二四〇九七三
株式会社銀座 代表取締役 伊藤二博 愛知県名古屋市中東区大幸一丁目一〇番一五号	ぱちんこ遊技機 規則第六条第一号イ(別表第二)	型式名 CRセ ブ ン レ イン H	株式会 社銀 座	二〇〇九六九

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番